

保育所等利用申込み必要書類確認票兼事前面談予約受付票

(令和 年度)

児童氏名： ( 年 月 日生)

提出書類		確認欄	※市記載欄
【指定様式】子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書			
【指定様式】児童調査票			
【指定様式】保育所等利用に関する同意書			
【指定様式】送迎ステーション利用に関する同意書			
【指定様式】保育所等利用申込み必要書類確認票兼事前面談予約受付票			
保育を必要とする事由を証する書類 (▶12ページ参照)			
同居の20歳以上65歳未満の方全員分	① 就労 (月64時間以上の勤務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【指定様式】就労証明書 (シフト勤務の場合は直近一ヶ月のシフト表を添付)</li> <li>■ 自営業の場合は以下の書類のいずれかの写しを就労証明書に添付 (既に自営業を開始している場合) 開業届、確定申告書、業務委託契約書、収入を証明できるもの (要相談) 等 (これから自営業を開始する場合) 開業届、業務委託契約書 等</li> <li>※ご準備できない場合は、保育課までお問合せください。</li> </ul>	
	② 妊娠、出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母子健康手帳の写し (表紙及び出産予定日が記載のページ)</li> </ul>	
	③ 保護者の疾病、障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医師の診断書</li> <li>※ 診断書には、「診断名」「現在の状況」「家庭での保育の可否」「期間」についてもご記載ください。</li> <li>■ 障害者手帳の写し、自立支援受給者証の写しなど</li> <li>※ 障害を事由とする場合、医師の診断書は必要ありません。</li> </ul>	
	④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 (月64時間以上の保育の必要性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医師の診断書、介護保険被保険者証の写しなど</li> <li>※ 診断書には、「診断名」「現在の状況」「家族の介護・看護の必要性」「期間」についてもご記載ください。</li> <li>■ ご家族の状況についての申立書</li> <li>※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況 (保育ができない理由)」「介護・看護に従事している1日の時間及び1か月あたりの日数」をご記載ください。</li> </ul>	
	⑤ 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 罹災証明書</li> <li>■ 災害状況についての申立書</li> <li>※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況 (保育ができない理由)」「期間」をご記載ください。</li> </ul>	
	⑥ 求職活動 (起業準備を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要書類はありません</li> </ul>	
	⑦ 就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む、月64時間以上の就学での保育必要量)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在学証明書</li> <li>■ 時間割の写し</li> </ul>	
	⑧ その他 (書類名： )		
児童や世帯の状況により必要となる書類 (▶22ページ参照)			
該当する項目全て	① ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ &lt;離別・未婚・死亡の場合&gt; 戸籍謄本</li> <li>■ &lt;離婚調停中の別居の場合&gt; 呼び出し状・事件係属証明書</li> <li>■ &lt;行方不明・拘禁の場合&gt; 保育課にお問い合わせください</li> </ul>	
	② 生活保護法による被保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受給者証の写し</li> </ul>	
	③ 生活中心者が解雇、倒産により生活維持のため就労を要する場合 (市内在住の方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 離職票・雇用保険受給資格者証などの写し</li> <li>※ 利用開始月の前1年以内の離職に限ります。</li> </ul>	
	④ きょうだい保育所等の利用申込をしていない場合で、幼稚園等以外の施設を利用している場合 (市外在住の方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用していること及び利用日数が確認できるものの写し (通所受給者証など)</li> <li>※ 幼稚園の場合、在園証明書は不要です。</li> </ul>	
	⑤ きょうだい保育所等の利用申込をしていない場合で、幼稚園等の施設を利用している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在園証明書など</li> </ul>	
	⑥ 在宅障がい児・者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書いずれかの写し</li> </ul>	
	⑦ 転入予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 【指定様式】転入手続きに関する同意書</li> <li>■ 売買契約書又は賃貸契約書の写し (白井市住所のページと契約のページ・同居の場合は、世帯主の申立書)</li> <li>■ 父母の住民税課税証明書 (所得割額と所得控除の合計額が記載のもの)</li> </ul>	
	⑧ 令和7年9月から令和8年8月利用希望で、令和7年1月1日に白井市に住居登録がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 父母の令和7年度住民税 (非) 課税証明書 (所得割額と所得控除の合計額が記載のもの)</li> </ul>	
	⑨ 令和8年9月から令和9年8月利用希望で、令和8年1月1日に白井市に住居登録がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 父母の令和8年度住民税 (非) 課税証明書 (所得割額と所得控除の合計額が記載のもの)</li> </ul>	
	⑩ 保護者が外国籍の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在留カード、特別永住者証明書、資格外活動許可証いずれかの写し</li> <li>※在留期限切れの場合は申込不可</li> </ul>	
マイナンバー確認書類 (▶22ページ参照) ※提示			

事前面談予約受付票

申込みを受付しました。事前面談を実施します。  
 当日、やむを得ない事情により予約をキャンセルする場合は、速やかに保育課 (047-497-3488) までご連絡ください。

日時：令和 年 月 日 ( ) 時 分から15分程度

受付場所：保健福祉センター3階 保育課

持ち物：母子健康手帳

※事前面談には、お子さまと一緒にご来庁ください。※ 面談状況により開始時間が遅れる場合もあります。